

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 9 月 30 日

火 曜 日

号 外

目 次

人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	6

規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第27号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「休暇簿に記入することにより」を削る。

第14条の2第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第14条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる育児部分休業」を「よる同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この項及び次条第2項において「第1号部分休業」という。）」に、「」又は子育て支援部分休暇」を「」又は条

例第15条の3第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（以下この項及び次条第2項において「第1号子育て支援部分休暇」という。）に、「がある日」を「がある日の介護時間」に、「当該2時間から当該育児部分休業、育児特別休暇又は子育て支援部分休暇」を「1日につき2時間から当該第1号部分休業、育児特別休暇又は第1号子育て支援部分休暇」に、「時間」を「時間を」に改める。

第14条の4の見出し及び同条第1項中「子育て支援部分休暇」を「第1号子育て支援部分休暇」に改め、同条第2項中「子育て支援部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による育児部分休業）」を「第1号部分休業」に改め、「がある日」の次に「の第1号子育て支援部分休暇」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「当該育児部分休業」を「当該第1号部分休業」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の4条を加える。

（第2号子育て支援部分休暇）

第14条の5 条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（以下「第2号子育て支援部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て支援部分休暇を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号子育て支援部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けている職員に係る第2号子育て支援部分休暇の時間は、1年につき条例第15条の3第2項第2号に定める時間から第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(条例第15条の 3 第 4 項の人事委員会規則で定める特別の事情)

第14条の 6 条例第15条の 3 第 4 項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 4 項の規定による変更をしなければ同条第 1 項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(子育て支援部分休暇の承認を受けた職員の給与の取扱い)

第14条の 7 第14条の 2 第 3 項の規定は、条例第15条の 3 第 6 項に規定する給与の減額方法について準用する。

(条例第15条の 4 第 2 項の人事委員会規則で定める期間)

第14条の 8 条例第15条の 4 第 2 項の「人事委員会規則で定める期間」は、同項の対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。

第17条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第18条第 1 項の規定中「休暇簿に記入することにより」を削る。

第18条の 2 の見出し中「請求」を「請求等」に改め、同条中「を受けようとする職員は、子育て支援部分休暇承認請求書を」を「の請求、条例第15条の 3 第 2 項の規定による子育て支援部分休暇の請求の申出及び同条第 3 項の規定による申出の内容の変更は、あらかじめ」に、「提出することにより請求しなければ」を「対して行わなければ」に改める。

第20条を次のとおり改める。

第20条 削除

第23条の表中

「第11条、第13条第 1 項 第 8 号、第14条、第15 条第 2 項、第16条、第 17条、第18条第 1 項、 第18条の 2、第19条及 び第19条の 2	任命権者	市町村教育委員会
---	------	----------

を

「第11条、第13条第1項 第8号、第14条、第14 条の6、第15条第2項、 第16条、第17条、第18 条第1項、第18条の2、 第19条及び第19条の2	任命権者	市町村教育委員会
--	------	----------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の4の休暇については、それぞれ改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の4の休暇として使用されたものとみなす。

(人委・企画・任用課)

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第28号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員

会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第5条第1項各号列記以外の部分中「、育児休業承認請求書により行い」を削る。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「次の各号」を「当該各号」に、「替える」を「代える」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「替える」を「代える」に改める。

第15条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、現に承認を受けている育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、当該育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

第16条各号列記以外の部分中「替える」を「代える」に改める。

第17条の2中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第18条の見出し中「手続」を「等」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認の請求、同条第2項の規定による部分休業の請求の申出及び同条第3項の規定による申出の内容の変更は、あらかじめ任命権者に対して行うものとする。

第20条中「育児休業承認請求書等の様式その他」を削り、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(市町村教育委員会に係る手続等)

第20条 条例及びこの規則に基づく市町村教育委員会に係る手続等は、電子情報処理組織（市町村教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と県費負担教職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）及び電磁的記録を使用して行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則第18条の規定による部分休業の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条の規定により申出内容の変更をした場合にあってはその変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条の規定による申出及び変更並びに請求とみなす。

(人委・企画・任用課)

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第29号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合に限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)